

主 文

原判決を破棄する。
被告人を懲役一年二月に処する。
本裁判確定の日から三年間右刑の執行を猶予する。
原審及び当審の訴訟費用は全部被告人の負担とする。

理 由

本件各控訴の趣意は、弁護人林逸郎、同遊田多聞、同吉江知養、同出射義夫、同倉田雅充及び同三宅秀明が連名で差し出した控訴趣意書並びに検事屋代春雄が差して出した東京地方検察庁検察官検事布施健作成名義の控訴趣意書にそれぞれ記載してあり、これらに対する各答弁は、検事鈴木久学が差し出した答弁書並びに弁護人林逸郎、同吉江知養及び同出射義夫が連名で差し出した答弁書にそれぞれ記載してありであるから、いずれもこれを引用し、これに対して、当裁判所は次のように判断をする。

検察官の論旨第一点について。
昭和三十七年法律第一一二号による改正前の公職選挙法第二二五条第二号は「交通若しくは集会の便を妨げ、演説を妨害し、その他偽計詐術等不正の方法」をもちつて選挙の自由を妨害したとき」と規定しているが、ここにいう「選挙の自由」とは、議員候補者又はその選挙運動者等が、当該候補者の当選を得た後、法令の規定の範囲内で選挙運動をすることの自由（選挙運動の自由）及び選挙人が自己の良心に従つて、その適当と認める候補者に投票することの自由（投票の自由）を指すものと解されるが、「投票の自由」についていえば、自己の良心に従つて、その適当と認める候補者を選定すること（判断の自由）は、投票するための不可欠の前提条件であるから、「投票の自由」を投票することそれ自体の自由（投票する自由）だけに限るものとし、その不可欠の前提条件である「判断の自由」を特に除外しなければならぬ理由はないものとするのが相当である。

もつとも、右規定は、「その他偽計詐術等不正の方法」について、「交通若しくは集会の便を妨げ、演説を妨害」するところをその例示として列挙しているだけであるが、交通の便を妨げることが「投票する自由」を妨害することになるとは思われ、以外は、すべてもつばら「選挙運動の自由」を妨害する行為であり、「判断の自由」を妨害すると思われる行為は含まれ亡くないようにみえるが、このことだけから、右規定が「投票の自由」から「判断の自由」を除外しているとは解することはできないばかりでなく、右改正前の公職選挙法第二二五条第三号は、「投票の自由」についていえば、「判断の自由」をも保障しようとするものであつて、「投票する自由」だけを保障しようとするものとは考えられず、又職権濫用による選挙の自由を妨害罪を規定している同法第二二六条第二項も、また、「投票する自由」よりはむしろ「判断の自由」を保障しようとしているものと解されれば、「投票の自由」を「投票する自由」だけに限定し、「判断の自由」を除外する理由はないものと思われる。

そして、右改正前の公職選挙法第二二五条第二号は単に「不正の方法」と規定しているのではなく、「偽計詐術等不正の方法」と規定しており、又その例示として「交通若しくは集会の便を妨げ、演説を妨害」することを列挙しているのであるから、「偽計詐術等不正の方法」とは、「選挙の自由」を妨害する偽計、詐術等の不正の行為で、しかもそれが、質的にみて、少なくとも交通や集会の便を妨げたり、演説を妨害する行為に匹敵し、右各行為にまさるともおとらない程選挙の自由を妨害するものであることを要するものであり、なおそれが右各行為に匹敵する程度のものであるかどうかは、個々の場合について具体的に検討すべきものと解すべきものと思われ、これを本件冊子のような誹謗文書についていえば、その内容、頒布の時期、方法及び規模等を具体的に検討し、その内容が議員候補者の信用、声価を著しく低下、減退させるよらな事実を含んでおり、そのため、読者である選挙人をして、当該候補者を投票の対象として考慮する余地がないと判断させるおそれがあるものを、不特定多数の選挙人に対して大規模に頒布し、社会通念上、いわゆる言論の暴力ともいふべき行動が行なわれたとみられるような事態を発生させたこと認められる場合には、これを質的にみれば、交通や集会の便を妨げたり、演説を妨害する行為に匹敵する程度の行為があつたものと解するのが相当と思われるから、これを「偽計詐術等不正の方法」をもちつて「選挙の自由」を妨害した場合に当ると解するのが相当である。

もつとも、右改正前の公職選挙法第二二五条第一号及び第三号並びに同法第二二六条が暴行や威力を加えたり、拐引したこと、威迫したこと、職務の執行を怠り、

起訴状記載の公訴事実」とある部分を「昭和三四年七月一日付訴因罰条追加請求書」と訂正し、且つ「もつて公然事実を摘示してBの名誉を毀損」の次に「すると同時に、右不正の方法によつて選挙人の選挙の自由を妨害」を附加した外は、すべて原判決摘示のとおりであるから、これを引用する。

(証拠の標目) (省略)

(法令の適用)

被告人の判示所為中名誉毀損の点は刑法第二三〇条第一項、罰金等臨時措置法第三条第一項に、選挙の自由妨害の点は昭和三七年法律第一一二号による改正前の公職選挙法第二二五条第二号後段に各該当するところ、右は一個の所為で二個の罪名に触れる場合であるから、刑法第五四条第一項前段第一〇条に従い、重い后者の罪の刑に従い、所定刑中懲役刑を選択し、その所定の刑期範囲内において、被告人を懲役一年二月に処し、情状により、同法第二五条第一項に従い、本裁判確定の日から三年間右刑の執行を猶予し、なお原審及び当審の訴訟費用は、刑事訴訟法第一八一条第一項本文の規定に従い、全部被告人に負担させることとする。

よつて、主文のよらに判決をする。

(裁判長判事 河本文夫 判事 清水春三 判事 西村法)